

NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR

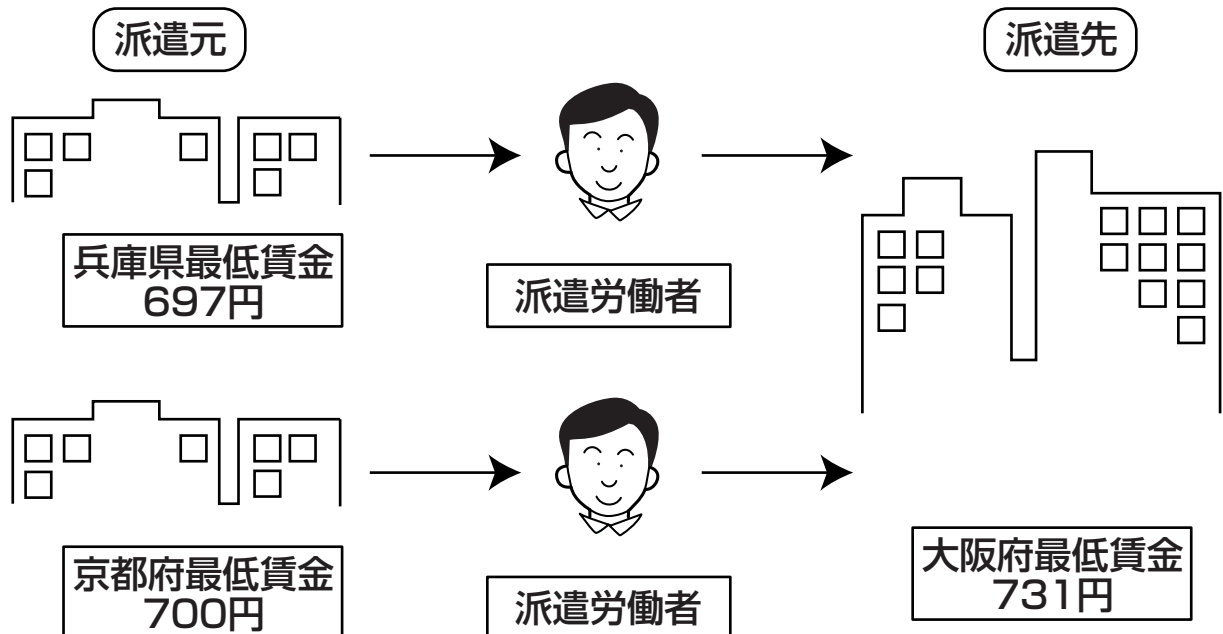
大阪オフィス tel 06-6316-8858

神戸オフィス tel 078-371-5120

平成20年7月1日
改正最低賃金法施行

派遣労働者の最低賃金は派遣先の 地域別（産業別）最低賃金が適用されます！

平成20年7月1日以降は、派遣労働者については派遣先の事業場に適用されている地域別あるいは産業別最低賃金が適用されることとなりますので、派遣元の事業主は派遣先事業場に適用される最低賃金を把握しておく必要があります。



※金額はいずれも時間給額

- このケースでは、派遣労働者に対し1時間あたり派遣先の大阪府の最低賃金731円以上が支払われなければなりません。
- 事業により産業別最低賃金が適用される場合には、その派遣先事業場に適用される産業別最低賃金が適用されますのでご注意ください。

最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。

以下の賃金は、最低賃金の対象となる賃金に含まれません。

- ①賞与など1ヶ月を超える期間毎に支払われる賃金
- ②残業代や深夜業、休日出勤に対して支払われる割増賃金
- ③精皆勤手当、通勤手当、家族手当